

# — まちづくり協議会の認定要件について —

## ＜草津市協働のまちづくり条例における認定要件＞

(案)

### A 構成員

- 基礎的コミュニティおよび地域住民で構成され、かつ区域内で活動する個人、団体にも参加の機会が保障されていること
- 地域の自治活動における根幹組織である基礎的コミュニティを基礎とすること
- 基礎的コミュニティの代表者が、まちづくり協議会の運営に参画していること

### B 活動内容・目的

- 行政のパートナーとして、協働のまちづくりを推進する組織であること。
- 地域の課題は地域において解決することを基本とした住民主体の自治組織であること。
- まちづくり計画を策定していること。

### C 民主性・透明性

- 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われるものであること。
- 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、地域、性別、年齢、生活分野などに配慮し、民主的に選出されたものであること

### D その他

- 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること
  - ▶区域
  - ▶構成員の資格
  - ▶役員の民主的な選出
  - ▶協議による意思決定
  - ▶事業計画・予算作成及び執行の透明性
- 認定は、一の活動地域につき一団体に限り行うものとする。

## (参考) 他市事例

分類	認定要件
A .. 構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼基礎的コミュニティおよび地域住民で構成されていること</li> <li>▼基礎的コミュニティ、地域住民、区域内で活動する市民公益活動団体および事業者等を構成員とすること</li> <li>▼自治振興区域内の全ての区又は自治会が運営に参画していること。(市長が認める場合は満たしていなくても可)</li> </ul> <p>※当該地域に居住する住民および所在する法人、その他の団体は、自動的にそのまちづくり協議会の構成員となるという考え方もある</p>
B .. 活動目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼地域住民の利益、または地域の活性化に資するものであること</li> <li>▼地域の課題を共有し、その解決に向けてまちづくり協議会が取組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。</li> <li>▼組織設置の目的が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者等の相互の連絡・親睦、地域環境の整備など良好な地域社会の形成に関するものであること。</li> <li>▼事業計画書及び予算書(案でも可)を作成していること</li> </ul>
C .. 民主性・透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼地域コミュニティ協議会の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算作成・執行および会計処理の透明性を確保すること。</li> <li>▼代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること</li> <li>▼地域コミュニティ協議会規約に基づき、役員の民主的選出を行うこととし、女性や若い世代の積極的登用を図ること</li> <li>▼その活動が地域住民の多数の支持を得ているもの</li> <li>▼地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。</li> </ul>
D .. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼行政からの補助金・交付金以外にも、コミュニティセンターの利用料収入も含めた自主財源の確保を図ること</li> <li>▼区域を定めていること</li> <li>▼認定は、一の活動地域につき一団体に限り行うものとする。</li> <li>▼名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員の選出方法及び役割、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他自治振興会を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。</li> </ul>